

安全衛生推進者養成講習について

労働安全衛生法第12条の2の規定により、常時10人以上50人未満(パート等を含む)の労働者を使用する対象業種の事業場は安全衛生推進者を選任し、事業場における安全衛生業務を担当させなければなりません。

当今治支部では、標記講習を下記のとおり実施しますので、該当事業場は受講されますようご案内いたします。

[対象業種] 林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業(物の加工業を含む)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業
家具・建具・什器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・什器等小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業
(これ以外の業種は、衛生推進者の選任が必要です。)

記

1. 日時、会場等

日 時	会 場	科目・時間	定 員	
(第1日) 1月29日(水) 12:30~16:50	今治地域地場産業振興センター 2階 中会議室 今治市旭町2-3-5 電話 0898-32-3337	①安全管理	2時間	45人
(第2日) 1月30日(木) 09:00~16:20		②危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等	2時間	
		③作業環境管理及び作業管理	2時間	
		④健康の保持増進対策	1時間	
		⑤安全衛生教育	1時間	
		⑥安全衛生関係法令	2時間	

2. 受講料 8,800円、テキスト代1,430円 計10,230円(消費税10%含む)
※消費税率の改定に伴い10月以降の講習より消費税率を10%に改定させていただきます。
3. 修了証 全科目修了した方に、修了証をお渡しします。
4. 申込要領 ①申込先 (公社)愛媛労働基準協会今治支部
〒794-0015 今治市常盤町4-5-4 今治中央ビル2階 電話 0898-22-6806
②申込方法 下記申込書、受講票の※欄以外の太枠部に記入し、受講料を添えて申し込んでください。
③申込期間 令和元年11月29日(金)~1月15日(水)(期限内でも、定員になり次第締切ります。)
5. その他 ①納入した受講料等は、欠席しても返戻いたしません。
②遅刻早退者には、修了証の発行はできません。
③受講申込書の太枠記載内容に基づき修了証を作成しますので、正確に記入してください。
④駐車場は有料の地下駐車場及び近隣の駐車場をご利用ください。

切 り 取 り 線

安全衛生推進者養成講習 受講申込書・修了台帳

※テキスト購入 ☐ 当日渡 ☐ 渡済 ☐ 不要

※受付番号		※修了証番号			
ふりがな					男・女
氏 名					
生年月日	昭和 平成	年	月	日生	受講日 令和2年 1月 29日 1月 30日
現住所	〒				
事業所	〒				
	所在地				
	事業所名				
電話番号					

(公社)愛媛労働基準協会今治支部 殿

受 講 票

[安全衛生推進者養成講習]

※テキスト ☐ 当日渡 ☐ 受講者持参

※受付番号		
氏 名		
受講日時	令和2年 1月29日(水) 12:30~16:50 1月30日(木) 09:00~16:20	
会 場	今治地域地場産業振興センター 2階 中会議室 今治市旭町2-3-5	
①安全管理		
②危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等		
③作業環境管理及び作業管理		
④健康の保持増進対策		
⑤安全衛生教育		
⑥安全衛生関係法令		

(公社)愛媛労働基準協会今治支部
講習に係る問合せは、TEL0898-22-6806まで
注1)筆記用具持参のこと
注2)受講票は講習当日受付に提示し、
受講中は机上に置くこと
注3)駐車場は有料の地下駐車場及び
近隣の駐車場をご利用ください。